

ミャンマーにおける知的財産法制度整備支援について (弁護士の立場から)

弁護士知財ネット理事¹
弁護士 伊原友己

第1 はじめに

1 ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」）は、長期にわたる軍政のもとで閉鎖的な政策がとられ、ASEAN諸国においては相対的に経済発展にも遅れが生じ、大都市部はともかくとして、今なお多くの国民が貧困から脱却できていない現状にあるが、民政移管²、新政権の誕生³を機に、種々の改革に挑戦しているところである。

そして、知的財産法（以下「知財」等と略称することもある。）の分野においては、これまで、商標についてのみ、コモンローによる使用商標を保護する道はあるものの⁴、商標登録制度およびそれに基づく商標権の付与といった法制度が存在するわけではなく、先進諸国で整備されているのと同様の意味での商標制度はなく、他の産業財産権制度も存在しない。また、著作権法についても大正3年（1914年）に施行された、当時の英國著作権法を引用する形で規定された僅か十数か条のものであって、現代社会に対応しきれるものではなく、かつ外国著作を保護するものでもない。そのため、外国投資を呼び込む産業振興の社会インフラという意味では、ミャンマーには、いまだ知的財産権制度が整備されていないといってよい⁵。

2 そこで、ミャンマーにおいては、新たに知的財産庁⁶を設立することとし、先進諸国と同等レベルの商標制度や特許制度等の産業財産権⁷制度等を整備すべく法改正作

¹ 訪問当時は、知財ネット ASEAN 担当理事。

² 平成22年（2010年）11月に実施された総選挙の結果、連邦連帯開発党（USDP）が約8割の議席を占め、翌年3月にティンセイン政権が誕生した。

³ 平成27年（2015年）11月に行われた総選挙の結果、アウンサン・スーチー党首率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝し、2016年2月1日には、NLDが上下両院の過半数の議席を握った国会が召集された。NLDを中心とするティン・チョウ新政権が3月30日に発足した（アウンサン・スーチー党首は新しく設置した国家顧問に就任した。）。

⁴ 明治41年（1908年）の登録法等により、農業灌漑省に自己の使用商標を登録し、かつ自ら新聞に広告記事を掲載して社会に告知するような制度である。登記商標制度などと言われることもある。

⁵ ミャンマーはWTO（世界貿易機関）に加盟しており、TRIPS協定の履行義務を負っている。国内法整備について猶予期間が与えられているが、法整備を図らなければならない立場におかれている（2013年6月に開催されたTRIPS理事会でLDC【後発開発途上国】の履行期限を2021年7月1日まで延長することが決定されたため、ミャンマーにもこれが適用されて同日まで猶予されている。）。もっとも、外国投資を呼び込むためには、2021年を待たずに早急に整備しなければならない。

⁶ 産業財産権のみならず、著作権法等も幅広く所管することになるため、わが国の特許庁、経済産業省本省、文化庁、それに農林水産省の知財担当部署を統合したような組織になるものと思われる。現時点では、ミャンマー教育省の下に設置される動きである。

⁷ 「産業財産権」とは、わが国においては講学上の用語であり、特許庁が所管する特許法、実用新案法、意匠法、商標法によって付与される権利を指す（平成14年頃まで、「工業所有権」と称されていたが、「工業」という概念も狭きに失し、「所有権」という用語も無体物に対する支配権に関して、これを使用するのはミスリードのおそれがあるため、より的確な名称をということで生み出された用語である）。

業が進められているところである⁸。これらの制度整備には、知的財産庁における産業財産権の審査・登録手続に関する行政判断についての不服申立手続（司法審査を含む）や、知財保護、すなわち知財権侵害訴訟等、各種知財紛争にも対処しうる知財司法制度の運用改善や法整備も含まれている。その意味で、現下のミャンマーは、知的財産法制度の黎明期にあるといえる。

ミャンマーの知財関係機関における改革機運は、約 130 年前、いまだ維新の混乱も尾を引いていたであろう明治 17 年に、わが国に特許庁の前身機関⁹が創設された頃の新鮮でエネルギーッシュな空気感をイメージさせるものがあり、わが国の知財関係者が世代を超えて蓄積してきた知財法制に関する様々な知識・経験（成功経験も失敗経験も含め）が、これからスタートするミャンマーの知財法制度の整備に多少なりとも役立つのであれば、まさにわが国が有する知識・経験という無形資産の平和的活用ということであるから、大変意義深いことであり、また感慨深いことでもある。

3 前述のとおり、知財（産業財産権）法制は、産業社会の社会インフラであり、国内産業の競争基盤となるものであり、また外国からミャンマーへの投資を検討するための重要な考慮要素となるものもある。法による規律の維持、権利保護における司法制度の整備は、同国がさらに経済発展を遂げるためには、早急に整備されることが望ましい。競争環境が整備された結果としてもたらされるバランス¹⁰のとれた産業の発展は、国民各層の貧困からの脱却、健康衛生の改善をもたらすこととなる。さらには、都市部や農村部、山岳部を問わず、将来を担う子供達により良い教育を受けさせる機会が増加することとなって、民主主義の担い手である国民の政治参加も促し、平和的かつ自律的・持続的な成長をもたらすこととなる（ミャンマーの安定は、ASEAN 地域あるいはアジア地域に平和と安定をもたらすこととなる。）。

かかる観点から、ICD（法務省法務総合研究所国際協力部）が推進しておられる同国への知財法制度整備支援¹¹は、非常に意義のあることであり、我々在野の弁護士としても、なにがしかの寄与あるいは貢献ができればと願っている次第である。

4 そのような認識に立って日本弁護士連合会の専門特別委員会の 1 つである「日弁連

⁸ ミャンマーにおける立法過程については、小松健太「ミャンマーの立法過程」（本誌第 67 号〔2016 年 6 月号〕41 頁以下）参照。

⁹ 商標条例に基づく商標登録業務を担うため、農商務省工務局に「商標登録所」が設置された。初代所長は、高橋是清。

¹⁰ 急激な経済発展は、わが国の高度成長期にもみられた公害問題や環境破壊を誘発しかねず、環境保全とのバランスが大切である。そしてまた、著しい富の偏在（貧富の格差）は、支配層と被支配層という構造的な対立を生みかねず、国の平和的な成長や発展には好ましいことではないという点でバランスを図ることも大切であろう。

¹¹ 野瀬憲範「ミャンマー知的財産関連分野における協力の概要」（本誌第 67 号〔2016 年 6 月号〕119 頁以下）が網羅的にミャンマー法整備支援プロジェクトの解説をしている。また、ASEAN 全体への知財法整備支援の概況については、熊谷健一「ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力」（本誌第 67 号〔2016 年 6 月号〕4 頁以下）参照。

知的財産センター」¹²（以下「知財センター」）と、「弁護士知財ネット」¹³（以下「知財ネット」）とは、公式の合同プロジェクトとして、ICD 等のサポートを受け、平成 28 年 2 月 7 日から 12 日まで、ミャンマーにおける知財関係の法整備状況、知財制度の構築にむけた準備作業の現状や実務の状況等を調査するため、初めてヤンゴン及び首都ネピドーへ調査団を派遣した（以下「2 月訪問」という。）。

この 2 月訪問の調査団の規模は、ヤンゴンやシンガポールに居住して現地で執務をしている者を含め、総勢 19 名であり¹⁴、団長は、知財センター副委員長の宮川美津子弁護士が務めた。また、ミャンマーの知財法制等にも造詣が深い熊谷健一教授（明治大学法科大学院）にも、訪問団特別顧問という位置づけでご一緒頂けたのは、弁護士メンバーにとっては大変心強いものであった。

5 これまで、知財センターでは、平成 25 年 11 月に、JETRO¹⁵にサポートを頂き、タイ王国（バンコク）を訪問し、また知財センターと知財ネットとの初の合同プロジェクトとして、平成 26 年 11 月、ICD 等のサポートのもとでインドネシア共和国（ジャカルタ）を訪問し、現地の各種知財関係機関にて担当者と意見交換をするなどして、同国の知財法制度（知財司法を含む。）の運用状況等を調査した¹⁶。今回のミャンマー訪問は、後述のとおり、単なる現況調査ではなく、これからミャンマー知財法制を担っていく諸機関にとって未知の法領域である知的財産に関する紛争等について、今後発生することが予想される種々の問題状況の具体的なイメージの共有化であったり、理想的な制度設計イメージの構築であったり、判断手法の習得であったりと、これまでの訪問とはまったく異質の、一国の知財制度の基本設計に関わるようなものであつたことは特筆に値する。如何に知財法分野の知識・経験を有するとはいえ、在野の立場にある我々訪問団と、このような意見交換の機会を設けて頂けることはあまり経験しないところである。また、連邦最高裁長官を始めとした連邦最高裁判事、科学

¹² 全国に所在する約 80 名の委員、幹事からなる。東京地裁、東京高裁での知財専門部の部総括を歴任し、わが国の知財司法を牽引してこられた牧野利秋元判事や、知財高裁前所長の飯村敏明元判事などもメンバーであり、これら裁判官として豊富な事件処理経験を有する委員・幹事には貴重な知見を提供して頂いている。

¹³ 知財ネットは、旧日弁連知財政策推進本部（現日弁連知財センター）の取組みとして、知財分野を手掛ける弁護士の養成や機動的な全国展開等を企図して設立された任意団体であり、日弁連知財センターに戦略本部的機能が期待されるとした場合、知財ネットには全国津々浦々あるいは国外で実践する別動隊的な役割が期待されるものであり、国内外に約 1000 名の会員を擁する全国組織である。

¹⁴ 2 月訪問の訪問団メンバーは、宮川美津子（知財センター副委員長〔第一東京〕）、小松陽一郎（知財ネット理事長〔大阪〕）、田中雅敏（知財センター副委員長〔福岡〕）、三村量一〔第一東京〕、三尾美枝子〔第二東京〕、村田真一（知財センター国際 P T 座長〔第二東京〕）、小野寺良文〔第二東京〕、木村耕太郎〔東京〕、高橋淳〔東京〕、重富貴光〔大阪〕、星大介〔第二東京〕、矢部耕三（知財ネット国際チーム担当理事〔第一東京〕）、松井真一（知財ネット国際チームプロジェクトリーダー〔第一東京〕）、長谷川良和（シンガポール在住〔第一東京〕）、山本匡（シンガポール在住〔第一東京〕）、古庄俊哉（大阪）、甲斐史朗（ヤンゴン在住〔第一東京〕）〔以上弁護士〕及び熊谷健一教授（明治大学法科大学院）と筆者である（〔 〕内の都道府県表記等は、所属する単位弁護士会を指す。肩書きは訪問時。）。

¹⁵ 独立行政法人日本貿易振興機構

¹⁶ インドネシア訪問時の帰朝報告書（付属資料も含め）は、「知財ぶりずむ」（経済産業調査会）平成 27 月 1 月号から同年 3 月号までに連載されて公表されている。

技術省の副大臣¹⁷, 連邦法務長官府¹⁸ の DIRECTOR GENERAL (以下「DG」)¹⁹ ら知財法制改革を担う担当省庁のトップクラスの方々とも親しく懇談の時間を持たせて頂くことができ、意見交換の機会が得られたのは、まさに望外のことであった（ちなみに、これらの方々は異口同音に日本の官民挙げての支援に感謝の意を表されるとともに、今後の継続的な支援への期待が表明された。）。



科学技術省副大臣（左列中央）ら幹部との意見交換会の模様



連邦最高裁長官との懇談風景・右端が長官。対して左列に、通訳を挟んで、宮川美津子弁護士、小松陽一郎弁護士、三村量一弁護士、筆者、矢部耕三弁護士

こういったことが実現できたのは、これまで数年に亘って ICD から JICA²⁰ 長期派遣専門家としてネピドーに所在する連邦法務長官府に赴任しておられた國井弘樹検事 (JICA チーフリーガルアドバイザー) や、坂野一生氏 (JICA リーガルアドバイザー), それに現在も奮闘しておられる小松健太弁護士 (JICA リーガルアドバイザー), それに JICA 知財アドバイザーとして特許庁から科学技術省（省庁再編後は教育省）に赴任しておられる上田真誠特許審査官らが現地知財関係機関の方々と築き上げてきた信頼関係の賜物といえるのであり、彼の地において法整備支援に献身的に取り組まれている方々に対しては、心底頭の下がる思いである²¹。

¹⁷ アウン・チョー・ミヤッ副大臣。2月訪問の3ヶ月ほど前に大臣が急逝され、訪問時点では他省の大臣が兼務されていたため、実質的な科学技術省のトップは、同副大臣であった。

¹⁸ 法務長官は閣僚であり、日本の法務省的な役割を担う。検察としての役割と共に、内閣法制局的な役割を担っている省庁である。途上国においては知財権の保護における刑事手続の利用率が比較的高いため、法務長官府も商標権侵害事案や著作権侵害事案を扱っていくこととなる。また産業財産権の審査登録手続の過程での司法審査の局面でも、知財庁側の訟務検事的な役割を付与される可能性がある。

¹⁹ DG は、日本の中央省庁の役職のレベル感では「局長」級であり、連邦最高裁にあっては、事務総長的なイメージの役職である。従前、ミャンマーには日本の中央省庁の「事務次官」に相当する役職はなかったようであるが、最近、複数の DG の中でチーフを務める立場が新設されたようであり、それが事務次官的役職といえよう。

²⁰ JICA は、2013年11月から、最高裁判所及び法案起草に関する助言・審査、刑事行政などを担当するミャンマー連邦法務長官府（「法務長官府」）との間で、両機関を実施機関とし、ミャンマーにおける法の支配、民主主義、持続可能な経済成長を促進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を開始した。その一環として、これまで知的財産法案作成及び知財庁設置に対する支援が行われてきた。

²¹ 坂野氏は法学研究者であり、平成28年3月に任期満了で帰朝された。また國井検事も平成28年5月に任期満了で帰朝され、後任は野瀬憲範検事 (ICD 教官) とのことであるが、野瀬検事も國井検事らと共に赴任前から本邦研修等で休みなくミャンマーの方々のために奔走しておられる熱血漢であり、リオ五輪の陸上男子400メートルリレーの如く、第2走者として國井検事からのバトンを受け継いでもらっている。

6 本稿では、その2月訪問の概要並びに、同年5月に再度、枢要メンバー数名を派遣し（以下「5月訪問」という。）、ミャンマー連邦最高裁にてワークショップを行ったので、その概要もあわせてご紹介するものである。

第2 2月訪問の概要（平成28年2月7日から12日まで）²²

1 科学技術省とJICA²³と日弁連の共催によるワークショップ（2月10日）

- (1) 本ワークショップは、「Workshop on Development of IP System in Myanmar, including IP Attorney System and Future Trademark System」と題して、ホテルのバンケットルームにおいて終日にわたって実施された。



ワークショップの模様。左端はミャンマー側コーディネーターのモー・モー・トゥエ知的財産部長。その右側は日本側コーディネーターの小松陽一郎弁護士



集合写真。バックドロップには科学技術省のロゴマーク（左上）。右端にミャンマーの伝統的衣装を着用する上田真誠JICA知財アドバイザー。その左隣の男性が野瀬憲範検事（ICD教官）。最後列左端は、國井弘樹JICAチーフリーガルアドバイザー

ミャンマー側の主な参加者は、科学技術省の知財担当部署の実質的なトップといえるモー・モー・トゥエ博士を中心とする科学技術省関係者、連邦最高裁判所（事務総局メンバー）、教育省、法務長官府、税関、警察、ミャンマー弁護士協会、ミャンマー商工会議所連盟、現地法律事務所等から30名以上もの参加があった。将来の商標登録制度を所轄する知的財産庁や出願代理人等の専門家人材の在り方について活発な議論が展開された。

- (2) 訪問当時は、ミャンマーでは新政権発足後間もない時期であり、平成28年3月の連邦議会で中央省庁再編案の可決前の時期であった。当時は、知財関連法案の所管官庁は、科学技術省であり（その後の省庁再編で教育省の所管となった。）、同省提出の法案がまさに国会に提出されているというタイミングであった（2月1日に

²² 2月訪問の帰朝報告書は、「知財ぶりづむ」（経済産業調査会）の平成28年4月号から6月号に連載されているのでご参照されたい（弁護士知財ネットのウェブサイトにも掲載されている。）。

²³ 独立行政法人国際協力機構

召集された連邦議会で、商標法、特許法、意匠法及び著作権法²⁴の法案が審議される予定であった。そして前3者の法案のいずれか一つでも議会を通過すれば、それを担う組織として知財庁も創設される流れであった。その後、知財関連法案（知財4法案）は一旦、取り下げられて教育省と法務長官府とによってブラッシュアップされて再度連邦議会に提出され、現在、連邦議会内の法案審査部門（法案委員会）の審査を待つ状況のようである。）。

もっとも、法案の詳細は必ずしも詳らかではなく、しかも実際に制度を始動し、運用するうえにおいて、現行の無審査の登記商標制度との関係をどうするのかといった過渡的な問題も含め、種々の問題も想定され得ることから、今回の訪問は、現地の知的財産保護の実態を調査するという通常の ASEAN 諸国への調査訪問というより、将来構築される知的財産制度と知的財産紛争処理のために、日本の知的財産制度と知財訴訟の実務に関する情報をミャンマー知財関係機関に提供し、予想される問題点や手続整備の観点を踏まえ、当該機関と種々の意見交換（知見の共有化）を行うのが主たる目的といえるものであった。

2 連邦最高裁と JICA と日弁連の共催によるワークショップ（2月11日）

本ワークショップは、「Workshop on IP Dispute Resolution System」と題して、前日の科学技術省とのワークショップと同様、ホテルのバンケットルームにおいて午前午後にわたって実施された。



集合写真。バックドロップには連邦最高裁判所のロゴマーク（上部中央）。前列着席者の左から5人目がエイ・エイ・チッ・テ女史

参加者は、連邦最高裁事務総長（DG）のエイ・エイ・チッ・テ女史を中心とする連邦最高裁知財関係幹部（事務総局所属の判事）と科学技術省、連邦法務長官府等の知財関係省庁の幹部であった。ミャンマー知財裁判所の必要性や知財事件の管轄の在

²⁴ この4法を、ミャンマーでの「知財4法」と称することもある。日本における産業財産権4法は、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法を指し、著作権法は含まれないので（著作権法は文化的表現を保護する法制であり、産業財産権法あるいは工業所有権法には分類されない。）、留意すべきである。

り方等につき活発な議論が行われた。特に、日本の裁判所における専門部（知財部）や知財高裁の存在、知財関連事件についての管轄の在り方、裁判官が技術的な知識を得るための制度（裁判所調査官、専門委員制度）について関心が高かった。

連邦最高裁においては、知財法施行後の知的財産関連事件に対応するため、裁判所の組織整備や手続の策定、ガイダンスの作成、裁判官や職員に対するトレーニング等について対応に迫られている。

3 ヤンゴン税関での意見交換会（2月8日）

(1) 首都ネピドーにおける科学技術省や連邦最高裁とのワークショップ開催に先立つ8日と9日はヤンゴンの諸機関を訪問し、意見交換を実施した。

まず、8日は、JETRO バンコク事務所の高田元樹知的財産部長（東南アジア担当）及び同知財専門家澤井容子弁理士らのお取り計らいで、ヤンゴン税関を訪れることができた。午前は、ミャンマー税関財務省関税局に派遣されている JICA チーフアドバイザー植野修平氏ら日本人専門家と面談し、実情をお伺いした。植野氏から、ミャンマーでは通関事務手続の迅速化、ペーパーレス化が課題であり、日本のODAでミャンマーに電子通関システムを導入し、通関手続の近代化を図ろうとしていることが説明された。他方、知的財産については、法整備以前に、なぜ権利を守らなければいけないのかというところから税関職員を含め国民の意識を変えなければならないとの指摘があった。訪問団からは、いわゆるニセモノの類は、往々にして粗悪であって、ユーザーの生命身体への悪影響が生じるとか、ニセモノは闇ルートで流通して業者は税金も払わないため、ミャンマーの経済や財政が蝕まれ、国民全体に実害が発生するというような点をアピールしないと、知的財産権者の商売（儲け）を保護する制度に誤解されていては、知財保護の重要性には気づきにくいのではないかという指摘もなされた。ASEAN諸国、東アジア諸国において、国民に対し、如何にして知財マインドを醸成するのかということは大変重要なことであり、かつ難しいことであろうと思われる。

なお、模倣品について税関に登録制度はあるが、実効的な取り締まりは行われていない状況であるとのことであった。

(2) 午後は、訪問団は二手に分かれ、訪問団本隊は再度ヤンゴン税関を訪れ、現地税関職員との意見交換会を実施し、数名はJETRO ヤンゴン事務所の山岡所長を訪問しての意見交換会を並行して実施した。そして、その後合流して JICA ミャンマー事務所を訪問し、中澤所長ら職員の皆様から JICA のミャンマー支援活動の概要につきご説明をうけた。また、ミャンマーへの投資状況、日・ミャンマー協力により昨年9月に開業したティラワ工業団地等についてもご説明頂いた。投資の障害となっているのはインフラと法律の未整備であるといわれており、法整備、特に経済法の必要性をミャンマーの政策決定者に伝えたいとのことであった。



ヤンゴン税関職員との意見交換会

4 ヤンゴン管区東地区地方裁判所（2月9日）

2月9日は、午前にヤンゴン管区東地区地方裁判所を訪問し、同裁判所所長、副所長2名及びヤンゴン州チーフ法務オフィサーを含むこの管区の裁判所挙げてのご対応を頂けた。大会議室でミャンマーの司法制度や裁判実務についてご説明を受け質疑応答の後、裁判所庁舎内をご案内頂き、民事と刑事事件の法廷傍聴の機会を得た。



意見交換会風景。宮川弁護士（団長）の挨拶



実際の法廷での審理風景



地裁訪問後、玄関で現地マスコミの取材を受ける宮川団長

第3 5月訪問の概要（平成28年5月2日（月）から6日（金）まで）

1 5月訪問について²⁵

(1) 幸いにも2月訪問が非常に充実したものであったと、ミャンマーの知財関係省庁から高い評価を受けることができた。

そして、2月訪問後、すぐにミャンマー側から、知的財産訴訟システム（審査・審判といった産業財産権の成立あるいは無効・取消手続についてのシステムとの関連性の問題も含む。）の構築に向けて、さらに突っ込んだ議論をするために連邦最高裁（首都ネピドー）において数日間のワークショップを開催したいので協力して欲しいという要望がJICA及びICDへ寄せられた。

(2) この要請を受けてJICA及びICDと、知財センター及び知財ネットとで銳意調整を行い、2月訪問メンバーの中から、小松陽一郎弁護士²⁶、三村量一弁護士²⁷、松井真一弁護士²⁸、熊谷健一教授²⁹及び筆者の5名が選定されて、ゴールデンウィーク中であるこの時期にネピドーへ再派遣されることとなった³⁰。

2 ミャンマー連邦最高裁でのワークショップ



裁判所庁舎の中央より向かって左手側の建物部分が連邦最高裁部分であり、中央より右手側の建物部分が憲法裁判所である

²⁵ この5月訪問の帰朝報告書は、「知財ぷりづむ」の平成28年6月号に掲載されているので参照されたい。

²⁶ 知財ネット理事長。2月訪問時の科学技術省及び連邦最高裁とのワークショップでコーディネーターを務めた。ミャンマー側の信認も厚い。

²⁷ 元知財高裁判事。東京地裁の知財専門部の部総括や最高裁調査官も歴任し、裁判所の目からみた知財訴訟を解説できる立場にあり、退官後は当事者の立場においても知財訴訟経験が豊富であって、連邦最高裁を始めミャンマー側は知財訴訟のエキスパートとして多大な信頼を寄せている。ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザリーグループ幹事。

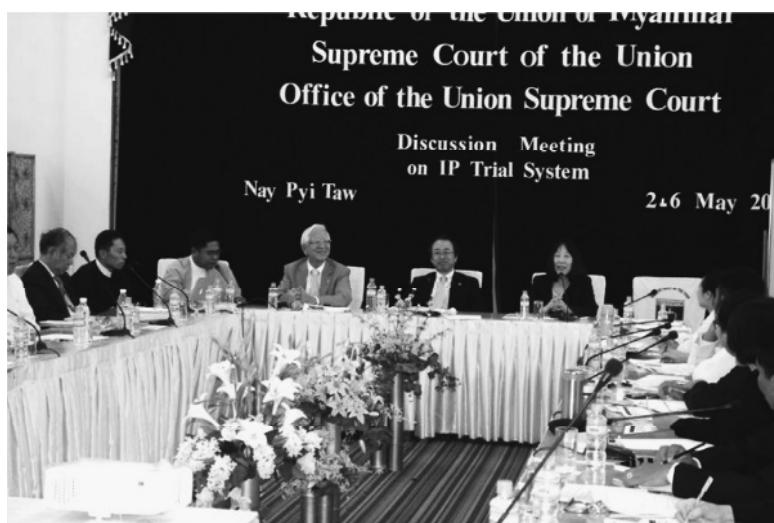
²⁸ 訪問時は知財ネット国際チームプロジェクトリーダーであり、現在は知財ネット ASEAN 担当理事である。模倣品対策をはじめ、渉外弁護士として国際経験が豊富であり、諸外国の紛争実務について知見を有する。

²⁹ 明治大学法科大学院教授。特許審査官の経験を有し、特許庁の審査・審判実務に精通し、また知財関係条約についても造詣が深い。ミャンマー知財法の第一人者であり、教え子にはミャンマーからの留学生も少なくなく、そうした方々が現在ミャンマーの知財関係省庁で活躍している。ミャンマー側の担当者から父親のように慕われている。特許庁ミャンマー知的財産制度整備支援チーム座長、ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザリーグループ幹事役。

³⁰ 移動日を入れると5月1日～8日の旅程であった。なお、小松陽一郎弁護士と筆者は、現地5月3日（火）のワークショップから参加した。

(1) ワークショップは、期間中、毎日午前10時から午後4時過ぎまで、テーマを絞って連邦最高裁庁舎の裏手にある別館1階の大会議室で行われた。

ミャンマー側参加メンバーは、ミャンマー連邦最高裁の知財訴訟ワーキンググループ・ヘッドのティン・ヌエ・ソ一部長（判事）を含む15名の裁判官、教育省のモー・モー・トゥエ知的財産部長以下5名、そして法務長官府から5名であった。日本側参加メンバーは、訪問団の5名の他、前記のとおり、現地に赴任されている國井検事（JICAチーフリーガルアドバイザー）、小松健太弁護士（JICAリーガルアドバイザー）、上田真誠特許審査官（JICA知財アドバイザー）、JICAヤンゴン事務所職員の瀬戸典子氏、そして日本から駆けつけた野瀬検事（ICD教官）ら約10名で、最終日には、ネピドー出張中の赤根智子法務省法務総合研究所所長³¹にもご臨席頂いた。



ワークショップ風景。正面右側が、赤根智子法務省法務総合研究所所長、正面左側が小松陽一郎弁護士、中央が筆者（発表担当）

(2) テーマ等

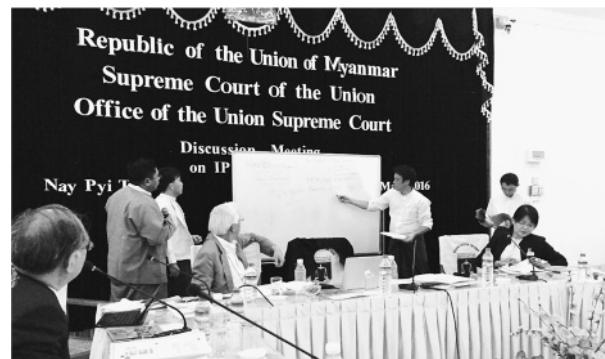
このワークショップにおいては、知財訴訟における裁判官に対する技術的サポート体制や裁判官研修の在り方、知的財産庁での商標や特許、意匠などの産業財産権の設定登録や無効・取消手続の流れやポリシー（適正手続の問題、準司法手続としての位置づけの要否）、そこにおける行政判断の司法審査の問題（知的財産庁を被告とした訴訟をどうするのか、その場合の訴訟追行者は誰かという問題を含む）、知的財産権侵害訴訟の管轄問題、商標権侵害の判断基準や判断手法、知的財産権侵害訴訟における損害賠償金の算定の手法や、訴訟審理における証拠の要否、知的財産庁が訴訟や権利の設定登録や無効・取消手続を担当する場合の知的財産庁の組織の在り方等、実際に様々な観点から、自由闊達な本音の意見交換が行われた。

³¹ 肩書きは当時のものである。

ミャンマーでは、これまで行政優位の国家体制であったため、行政判断に対する司法審査やデュープロセスの価値観が浸透していない面もあり、ミャンマー側にとって非常に興味深い議論の連続で、真剣な議論がなされた。



ワークショップ風景。松井弁護士のプレゼン資料には、下記のとおり、特許庁からJICA知財アドバイザーとして教育省に赴任されている上田真誠特許審査官と共同作成のミャンマー文字商標の類否検討サンプルも仕込まれており、ミャンマー側の議論も活発になされて大変好評であった



野瀬憲範教官〔検事〕による議論の整理風景（白板右）、左側に立っているのは上田審査官

2. Identical Trademark

➤ Characters Identical in Different Fonts

U Gyan

ဦးဂျမ်း ဦးဂျမ်း ဦးလျမ်း

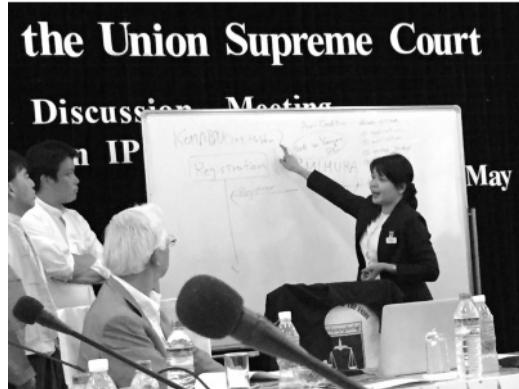
3. Similar Trademark

➤ Composite Trademark

ရွှေစိန် ဝါယာ ရွှေစိန်ဝိဇ္ဇာ

Shwe Sein Wine

Shwe Sein Whiskey



連邦最高裁ソ一部長（判事）の説明



教育省モー・モー知財部長の説明



三村弁護士のプレゼン風景、右はソ一部長



熊谷教授のプレゼン風景

第4　まとめ

1 ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザリーグループ
知財センター及び知財ネットにおいては、5月訪問の後は、オフィシャルな形のミ
ャンマー支援はできていない。しかし、ミャンマー知財法整備支援の観点から、前述
の熊谷教授をトップとして、「ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度
整備アドバイザリーグループ」が編制され、同グループには、前述の三村量一弁護士
及び小野寺良文弁護士が所属している³²。

そして、これら同グループの上記3名は、平成28年8月にもワークショップのためにミャンマーに訪れている。仄聞するところでは、5月訪問の連邦最高裁でのワー
クショップ後、ミャンマー側の知財関係官庁間（担当者間）で、横の連携がさらに密
となり、より深い議論が展開できる状況になっているようである。

2月訪問及び5月訪問が踏み台となっているのであれば、喜ばしい限りである。

今後は、同グループが軸となり、現地での展開や本邦研修を担当する形で積極的な
支援が進められていくことになる。

2 ミャンマー知財法制度の方向性

前記のとおり、知財4法案は連邦議会において法案審査がなされる局面を迎えてい
るところ、日本の国会とは異なり、ミャンマーにおいては、政府提案であっても多くの
実質的修正がなされるため、最終的にどのような法律に仕上がるのかは未だ見通せ
ない。現時点においては、そもそも知財府の庁舎をどこに建設するのか（ネピドーか
ヤンゴンか）、いつから稼働するのかも確定していないようであり、また出願された
個別の出願内容のデータ管理を全庁的に行うシステム（審査において引用される先願
商標等の調査手段ということにもなる。）の準備は大丈夫なのかといったハード面の
整備の問題もある。

手続の整備という観点では、例えば商標登録出願の手続だけをとってみても、具体
的にどのような書面をどのようにして知財庁へ提出するのかとか、出願審査費用等の
負担をどうするのかとか、公報発行や登録簿の作成等をどうするのかなど、すべて規

³² 特許庁及び文化庁からも担当者が参加している。

則化しなければならないはずである。もとより、判断結果の均一化・平準化のために審査基準の策定も必要である。

さらに審判手続やその不服申立手続としての審決取消訴訟という手続を設けることにもなれば、ダイレクトに行政権限と司法権限との兼ね合いの問題となるため、これをどのように調整するのか、それらの手続をどうするのか、訴訟管轄をどのように絞り込むのが相当か、などが問題となる。

侵害訴訟の局面においても、訴訟管轄のほか、ミャンマー民事訴訟法における証拠制限との関係をどうするのか、知的財産権侵害事案における損害賠償額の算定について何か判断手法を示さなくても大丈夫かなど、いろいろ検討課題はあり、法律で規定されていない部分は、規則やガイドライン等で指針を定めることになる。

さらに、知財庁の審査官や審判官、税関や捜査機関における処分権者、裁判における裁判官、さらには当事者側の手続代理人の人材育成をどうするのかとか（知財判決の公開の問題も絡む）、また税関や捜査機関における各種手続中に知財法の専門的知見を反映する道を設けるべきか、設ける場合、どのような手続にするのか等々、実務的な検討事項はなお少なくない。

いずれにせよ、これらの各制度設計ポリシーとしては、三権分立という大きな統治システムにおける合憲性・合法性の判断についての司法判断の尊重・優位というバックボーンのもと、デュープロセス（適正手続・手続的正義）の価値観の尊重が必要であろう。知的財産法の分野においては、わが国においてもなお、より良い法制の実現に向けて試行錯誤が続けられている状況であるところ³³、法適合性や手続合理性あるいは当事者の利便性等の観点から、我々は、ミャンマーの知財法制度の設計に資するようにこれまでの経験を語ることができるのでないかと思っている。

3 オールジャパン態勢で！

知財法整備に限らず、長年の軍事政権下で成長が鈍化していたミャンマーが、「法の支配」の価値観を共有し、今後 ASEAN の中でも重要な地位を占める民主国家へと変貌を遂げるためには、引き続き痒いところに手の届く、ミャンマーサイドに寄り添った継続的な法整備支援が必要であろうかと思われる³⁴。

2月訪問は、先の通常国会（衆議院法務委員会）でも取り上げられ、政府においても、あらためて法整備支援の重要性が確認されるなど³⁵、国内的にも一定の成果を収めることができたものと自負している。

³³ 每年6月に政府の知的財産戦略本部から「知的財産推進計画」が公表され、各省庁の所管の知的財産法の改正がなされている。とりわけ、今次臨時国会では TPP 対応の知的財産法改正が審議され、また知財紛争処理システムの面では、訴訟の提訴前や提訴後の証拠収集手続に改善の余地があるかどうかが産業構造審議会・知的財産分科会・特許制度小委員会で検討が進められている。

³⁴ 前掲本誌第67号4頁以下に掲載の熊谷健一教授の論攷の「協力を行う際には『焦らず』、『一緒に（相手の立場になって）』、『上から目線はなく』、『笑顔で』、『怒らず』に続けていくことが重要ではなかろうか。」という指摘は、支援関係者の全員が肝に銘すべきことであろうかと思われる。

³⁵ 平成28年3月23日開催の衆議院法務委員会における城内実議員（自民）の質疑。

また、2月訪問及び5月訪問を通じ、知的財産法整備あるいは知財訴訟実務（知財司法システムの在り方）の制度設計については、知識と経験を有する日弁連（知財センター）及び知財ネットによる継続的な支援への期待が非常に大きいことが強く実感された。我々も、これに応えていければと願っている。

さりとて、国家間の関係において、在野の弁護士のみの力量では、いかんともし難いこともある。幸いにして今回の2度にわたるミャンマー訪問は、ICDを始め³⁶、裁判所³⁷、外務省³⁸、JICA及びJETROの皆様方の直接・間接のサポートを頂き、何とか実現に漕ぎ着けることができた。

知財センターでは、平成26年2月に弁護士会館（クレオ）にて「ミャンマー知的財産セミナー」を開催し³⁹、当時、特許庁に留学されていたモー・モー・トゥエ知的財産部長さんにご講演を頂いたことが一つの契機となり、ミャンマー訪問の実現の可能性について模索され始めた。しかし、その後、ミャンマーの知財法整備の進捗状況等についてもタイムリーに正確な情報が入らないため、特許庁ミャンマー知的財産制度整備支援チーム座長の熊谷教授に知財法制の動向等についてのレクチャーなどもお願いして現状把握に努め、訪問のタイミングと実現可能性を図っていた⁴⁰。平成27年末には歴史的な転換点となった連邦議会議員の総選挙などもあって、政情等も不安定要素があるようにも思えた。このようなことで、2月訪問が実現するまでには、結果的に準備に2年の歳月を要することとなつたが、我々にとっては充実した訪問活動であったと総括できる。

ミャンマーへの知財法制度整備支援については、今後ともICDを始めとした関係省庁・諸機関のお力添えを頂いて、アドバイザリーグループの展開支援ということも含めて、在野の弁護士の知見をミャンマーで役立てて頂ければ幸いであるという思いを持って微力ながら継続的に関与して参りたい。

以上

³⁶ 2月訪問及び5月訪問を通じ、我々訪問団が一定の成果を収めることができたのは、赤根智子所長や阪井光平国際協力部部長のリーダーシップに因るところが大であり、改めて感謝申し上げたい。

³⁷ ASEAN諸国における日本の知財司法システムの紹介ツールとして、知的財産高等裁判所の英文パンフレットが大変有効であり、我々は、平成26年のインドネシア訪問においても、今回のミャンマー訪問においても活用させて頂いた。最高裁の協力に感謝申し上げたい。

³⁸ 2月訪問時には、ミャンマー側中央省庁との間では外交ルートで訪問準備をする必要があり、在ミャンマー日本大使館の西澤聰二等書記官や藤川雅大大使館員らには御世話になり、またヤンゴンにおいても、日本企業の進出状況等の説明を受けた。法制度が十分に整備されておらず、外国企業に進出も未だ少ないミャンマーにおいては、企業活動上も私生活上も、同大使館は日本からの駐在員やその家族の拠り所となっているようである。

³⁹ このセミナーの総合司会が、2月訪問の団長の宮川弁護士であった（セミナー開催時の知財センター委員長は林いづみ弁護士であった。）。なお、2月訪問、5月訪問時の知財センター委員長は、早稲田祐美子弁護士（現日弁連知財センター担当副会長）である。

⁴⁰ 熊谷教授は、この時点で既に数度、ミャンマーに訪れて現地知財関係者と意見交換等をされており、ミャンマーの知財事情等について精通されていた。